

緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の 期限延長と一層の充実を求める意見書

近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風、豪雨、豪雪等による災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など甚大かつ深刻な被害をもたらしており、また南海トラフ地震の発生も懸念される中、国及び地方公共団体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、地方債の充当率が100%、そのうちの元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、地方公共団体にとって、防災・減災対策を進める上で、極めて重要かつ有利な財源となっていますが、両事業債は令和7年度までの時限措置とされており、制度終了が各地方公共団体の大きな懸念材料となっています。

よって、国におかれては、防災・減災のさらなる推進、国土強靱化のために下記の事項について特段の措置を講ずるよう、強く要望します。

記

- 1 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
- 2 起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など一層の制度拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月19日

上田市議会議長 池 田 総 一 郎